

事 務 連 絡  
平成 1 6 年 1 2 月 1 日

社団法人 全国個人タクシー協会  
関東支部長 原 勇 殿

関東運輸局自動車交通部長  
船 曳 義 郎

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」の一部改正  
に伴う大口割引の取扱いについて

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 1 4 年 1 月 1 7 日付け公示）については、平成 1 6 年 9 月 2 9 日付け公示をもってその一部を改正したところであるが、改正後の制度公示 1.（3）ハ③viiiに例示した大口割引に関する取扱いについては、平成 1 6 年 1 2 月 1 日付けで自動車交通局旅客課長から別紙のとおり事務連絡があったので通知する。

別紙・・・事務連絡（参考）

各地方運輸局自動車交通部長 }  
沖繩総合事務局運輸部長 } 殿

自動車交通局旅客課長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の  
一部改正に伴う大口割引の取扱いについて

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成  
13年10月26日付け国自旅第100号。以下「制度通達」という。）につい  
ては、平成16年9月16日付け国自旅第148号をもってその一部を改正した  
ところであるが、改正後の制度通達1.(3)ハ③viiiに例示した大口割引に関する  
取扱いについては、下記の点に留意して取扱うこととされたい。

## 記

### 1. 大口割引運賃の取扱いについての基本的な考え方

今般の制度通達等の改正は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成  
16年3月19日閣議決定）において、タクシー事業者と利用者との間におい  
て機動的かつ柔軟な運賃・料金の設定が可能となるようにすること等が盛り込  
まれたことを踏まえ、意欲のある事業者の創意工夫により多様な運賃及び料金  
の設定がなされることがタクシー事業の活性化及び利用者利便の向上につな  
がるとの観点から実施されたものである。

このうち、大口割引は、基本的に大口顧客である企業との間であらかじめ営  
業所において締結する運送契約ごとに適用するものを想定しているため、不特  
定多数の個人を対象としている他の運賃の割引とは異なるものであることか  
ら、特に柔軟かつ弾力的な運用をするものとする。

### 2. 大口割引の認可申請の処理に当たっての留意事項

(1) 大口割引は、他の運賃の割引と同様、事業者の申請に基づき、利用者間に  
不当な差別的取扱いをするものでなく、かつ、他の事業者との間に不当な競  
争を引き起こすこととなるおそれがないと認められる場合に設定されるもの  
である。

このため、申請された大口割引の割引率が3割以内であっても、当該大口  
割引を適用することによる総運送収入に対する減収割合が1割以上となるよ

うな場合には、原価計算書等に基づき審査を行うこととする。

- (2) 大口割引については、不当な差別的取扱いを認めるものとならないよう、認可申請の際に適用条件（利用金額、利用形態、過去の契約実績、インセンティブ条件等の運送条件）を明記したものについて認可を行うものとする。
- この場合において、認可申請の際に明記する適用条件が不当な差別的取扱いに該当するか否かは個々の事例ごとに判断する必要があるが、基本的に、社会通念上合理的な区分を超えて特定の旅客に対して著しく異なる取扱いをするものでなく、また、利用形態やインセンティブ条件等の運送条件に応じて合理的な範囲内で割引率が異なる場合には、該当しないものとする。

### 3. 大口割引の具体的な適用例

原則として、事業者の申請に基づき、適用方法及び割引率等の多様な設定を認めることとするが、大口割引の設定方法及び割引率等として認めることが可能な例として以下のようなものが想定されるので、参考とされたい。

なお、大口割引の適用に当たっては、事前に締結した運送契約において当該割引の適用を行う旨が明記されている必要がある。

- (1) 一定額以上の運送契約を締結する顧客（一定額以上の利用実績のある顧客を含む。）に対して、3割の範囲内で段階的に割引率を設定する場合。

例) 1000万円超→10%割引  
1500万円超→12%割引  
2000万円超→15%割引

- (2) 一定額以上の運送契約を締結する顧客に対して、3割以内で段階は設けずに一律の割引率を設定する場合。

例) 1000万円超→一律10%割引

- (3) 同一額の運送契約であるが、利用の態様やインセンティブ条件等の運送条件に応じて顧客ごとに異なる複数の割引率を設定する場合。この場合において、認可申請の際に、いかなる運送条件のときにどの割引率を適用するかが記載されている必要がある。

例) 1000万円超→5%割引  
このうち、昼間の利用が2割以上→7%割引  
昼間の利用が3割以上→10%割引

- (4) 認可申請時に明記した運送条件に応じて、ある顧客には大口割引を適用し、別の顧客には適用しない場合。

例) 原則として、1000万円超→10%割引。  
ただし、1000万円超であっても、昼間の利用が100万円未満の場合には適用しない。